

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第20号)

答 申 第 20 号
平成 24 年 5 月 21 日

尼崎市長
稲 村 和 美 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会
会 長 村 上 武 則

津波等一時避難場所設置拡大に係る個人情報の外部提供について（答申）

平成 23 年 6 月 28 日付け尼防第 1070 号による諮問について、尼崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「本審査委員会」という。）の意見を述べる。

1 外部提供する情報について

情報の内容

一時避難場所の候補建物情報

建物の住所、建物名称、建物所有者等の連絡先（郵便番号、住所、氏名、電話番号）

提供先

社会福祉協議会等の地域住民の代表者

2 本審査委員会の意見

諮問のあった個人情報の外部提供については、以下の条件が満たされてはじめて認められるべきものである。

尼崎市として定めている一時避難場所の基準（以下「基準」という。）を満たしている事業者の建物について、事業者と協議を行い、一時避難所として指定できるよう行政として最大限の努力を行うこと。

尼崎市が平成 23 年 8 月に実施した「津波等災害時における一時避難場所の協力依頼」（以下「協力依頼」という。）において「検討したい」と回答している建物所有者に対して、協力、同意が得られるよう行政として説明・説得すること。

尼崎市が実施した依頼において「協力できない」と回答している建物所有者のうち、避難人数の受け入れが多く見込まれる建物から順次協力、同意が得られるよう行政として説明・説得すること。

例えば、建物所有者が匿名で参加できるような地域住民による「津波ワークショップ

プ」を行政として積極的に企画し、ワークショップを通して、段階的にでも建物所有者から協力、同意が得られるような取組みを行うこと。

基準を満たしていない建物であっても、一時避難所として耐えることができると判断できる場合は、状況に応じて、一時避難所として指定すること検討すること。

法人情報の場合、不動産登記簿に記載されている情報については開示が可能である場合も考えられることから、提供を考えている情報のうち、個人情報・法人情報といった情報の性質を区分し、整理していくことによって、提供できる情報はないか検討すること。

から をもってなお、一時避難所が不足すると行政として判断する場合は、不足する一時避難所の指定に向けた方策のひとつとして「行政の責任を明確にしたうえで、どのようなときに、どのような方法で、やむを得ず当該個人情報の外部提供を行うのか」を市民等に示しながら、取り組むこと。

提供に当たっては、提供後の情報の扱い（情報を得た地域住民の代表が建物所有者と接触する場合等）に行政として尼崎市が深く関与し、紛争等が起こることのないよう又は起きた場合には責任をもって対処すること。

情報の提供先は、地域住民の代表のみに限定するとともに、当該地域に関する情報のみとするなど、必要最低限の者に必要最低限の内容で情報を提供する方法を徹底すること。

3 本件外部提供が認める理由

本件外部提供は、建物所有者に行った協力依頼において、「検討したい」又は「協力しない」と回答した者の情報を社会福祉協議会等の地域住民の代表者に提供しようとするものであり、一般的に考えれば、このような情報提供を拒否した者の個人情報を行政が提供することは考えられない。

一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定外の津波により、稀に見る甚大な被害が発生し、数多くの住民の尊い命を失われたことに鑑み、尼崎市においても、近い将来南海・東南海地震により津波が発生した場合の影響を想定しての喫緊の対応が迫られている状況にある。海拔の低い尼崎市は、兵庫県が平成23年10月24日に公表した津波被害警戒区域図（津波の高さは従来想定された2倍、防潮堤が機能しないとの想定）によれば、市域の81%が浸水し、35万人の住民に影響が及ぶとされている。

こうしたことから、自然災害から人の生命を守るための極めて例外的な対応として、個人情報の外部提供が認められるものであり、「2 本審査委員会の意見」に記載する条件を全て満たすことが絶対条件であることを再度申し述べる。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の

規定に基づき、本審査委員会の第3部会において審議を行ったものである。

以上

(参考)

審 査 の 経 過

	審 査 経 過
平成23年6月28日	・ 諮問書を受理
平成23年8月11日	・ 審査委員会第3部会に付託
平成23年9月28日	・ 審議
平成23年10月26日	・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成24年5月1日	・ 審議(意見交換会)
平成24年5月21日	・ 答申

審査委員会第3部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
村上 和弘	(株)近販取締役 元毎日新聞社阪神支局長	部会長
米丸 恒治	神戸大学大学院教授 (法学研究科)	
重本 克代	人権擁護委員	
倉田 利彦	人権擁護委員	
熊 和子	(株)毎日放送 ラジオ局エグゼクティブ	